

令和2年4月21日

保護者 様

喜多方市立豊川小学校長 遠藤 信恵

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について

惜春の候、皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、国の緊急事態宣言を受け、県教育委員会、市教育委員会より臨時休業を要請する通知が発令されました。

つきましては、これらを受け、下記の通り臨時休業といたします。保護者の皆様には、ご心配やご苦勞をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休業期間

令和2年4月23日（木）～令和2年5月6日（水）

2 基本方針

感染の防止を拡大するため、お子様は原則としてご家庭で過ごすようお願いいたします。

3 学校の対応

- (1) 家庭での過ごし方や家庭学習等について、休業前に十分に事前指導を行います。また、安全安心メールの配信や本校ホームページへの情報掲載を行いますので、定期的なチェックをお願いいたします。
- (2) お子様の生活状況の確認・支援のために、週1回程度、電話連絡等をいたします。

4 ご家庭へのお願い

- (1) お子様の検温を日常的に実施・記録するとともに、健康状態のきめ細かな観察をお願いいたします。（5月分の健康観察記録表も配付しました。）次のような症状がある場合は、「会津保健所（帰国者・接触者相談センター）0242-29-5203」または「市保健課 24-5223」に相談し、指示に従うとともに学校へ連絡をお願いいたします。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）2 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合3 基礎疾患のある児童の場合は、1及び2の状態が2日程度続く場合 |
|--|

- (2) 臨時休業の期間は、可能な限り学校生活に準じた生活を送れるよう「臨時休業中の学習・生活計画表」を使って指導を行います。毎日の確認や励ましをよろしくお願いいたします。学校からの課題以外にも、臨時休業における子ども達の学習支援として公的機関が作成した学習や運動に関する教材を本校ホームページに掲載しますので、こちらもご活用ください。
- (3) 基本的に自宅で過ごすとともに、休日であっても極力、不要不急の外出を避け、特に不特定多数の人が集まる場所への外出は慎むようご指導ください。
- (4) 外出の際は可能な限りマスクを着用し、帰宅後のうがい・手洗いを徹底させてください。
- (5) 免疫力を高めるため、十分な睡眠と適度な運動（毎日、縄跳びと運動身体プログラムに取り組むことになっています。）、バランスのとれた食事に配慮してください。
- (6) 3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）が重ならない生活に心がけるようご指導ください。

（裏面に続く）

5 その他

(1) 臨時休業中、児童クラブに未登録児童で、保護者の勤務事情等により、家庭や親せき宅等で過ごすことができない児童（原則1～4年生、特別支援学級在籍児童）については、別に受け入れに関する文書を配付しておりますので至急ご覧ください。

※ 提出期限が22日（水）の朝となっております。ご協力をお願いいたします。

(2) 27日（月）からの家庭訪問は、予定通り行います。自宅場所の確認と通学路の安全確認が目的ですので、保護者の皆様やお子様との面談等はありません。

(3) 5月7日（木）・8日（金）は、給食はありませんので弁当を持参してください。

(4) 新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、7日（木）の学校再開が難しい場合も考えられます。その場合は、改めてお知らせいたします。

(5) ご不明な点やご心配な点等がありましたら、遠慮なく学校へご連絡くださるようお願いいたします。